

# いじめ防止基本方針

東郷町立春木中学校  
令和8年4月9日

## はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級にもどの生徒にも起こりうる」という基本認識の下、本校生徒全員が、楽しく豊かな中学校生活を送ることができる、いじめのない学校にするため、以下の方針を策定する。

### 1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う**心理的又は物理的な影響を与える行為**（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法 第二条」より）

そして、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うものです。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、いじめに該当するか否か判断します。

（文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より）

### 2 いじめ防止のための基本姿勢

- ・ 朝会や学級指導を通して、学校・学級内にいじめを絶対に許さない・見過ごさない雰囲気をつくる。
- ・ 研修・指導を通して、生徒・教職員の人権尊重の意識を高める。
- ・ 生徒一人一人が集団の中での居場所があり、活躍の場がある教育活動を進める。
- ・ 教師が生徒にとって分かる授業を心がけ、基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を高める。
- ・ いじめ問題について保護者への情報発信・連絡を密にし、教育委員会や警察との連携を深める。

### 3 いじめ未然防止、早期発見、早期対応のための取組

#### 学校の取組

#### 保護者への依頼

#### (1) いじめの未然防止

- ・ いじめを見て見ないふりもいじめにつながるごと、いじめの定義を知る授業の実施。
- ・ 生徒がお互いの長所や価値観の違いを知る活動の実施。
- ・ 学級のルールを守るなどの規範意識を高める。
- ・ 人との関わり方を身に付けるためのソーシャルスキルトレーニング等を行う。
- ・ 友人と分かり合える楽しさやうれしさを実感できるグループ活動や係活動の工夫。
- ・ 話し合い活動を活発にし、コミュニケーション力を身に付けさせる。
- ・ 人権教育・情報モラル教育の実践。
- ・ 人につられない正しい判断力の育成。
- ・ 生徒とのコミュニケーションに努め、観察する。
- ・ 相談しやすい雰囲気をつくる。

- ・ 自他の物を区別し、大切に扱う心の育成
- ・ さまざまな機会を通して善悪の判断を育成
- ・ 携帯電話（スマホ）、SNS、インターネット、ゲーム等の約束づくり
- ・ 家庭内の金品の管理
- ・ 子どもへの声かけの言葉づかい注意
- ・ 挨拶の励行
- ・ 日常的、積極的な子どもとの会話
- ・ 子どもに関心をもち、寂しさやストレスに気付く
- ・ 子どものがんばりを認めて褒め、いけないときははっきり叱る
- ・ 地域の体験活動への参加

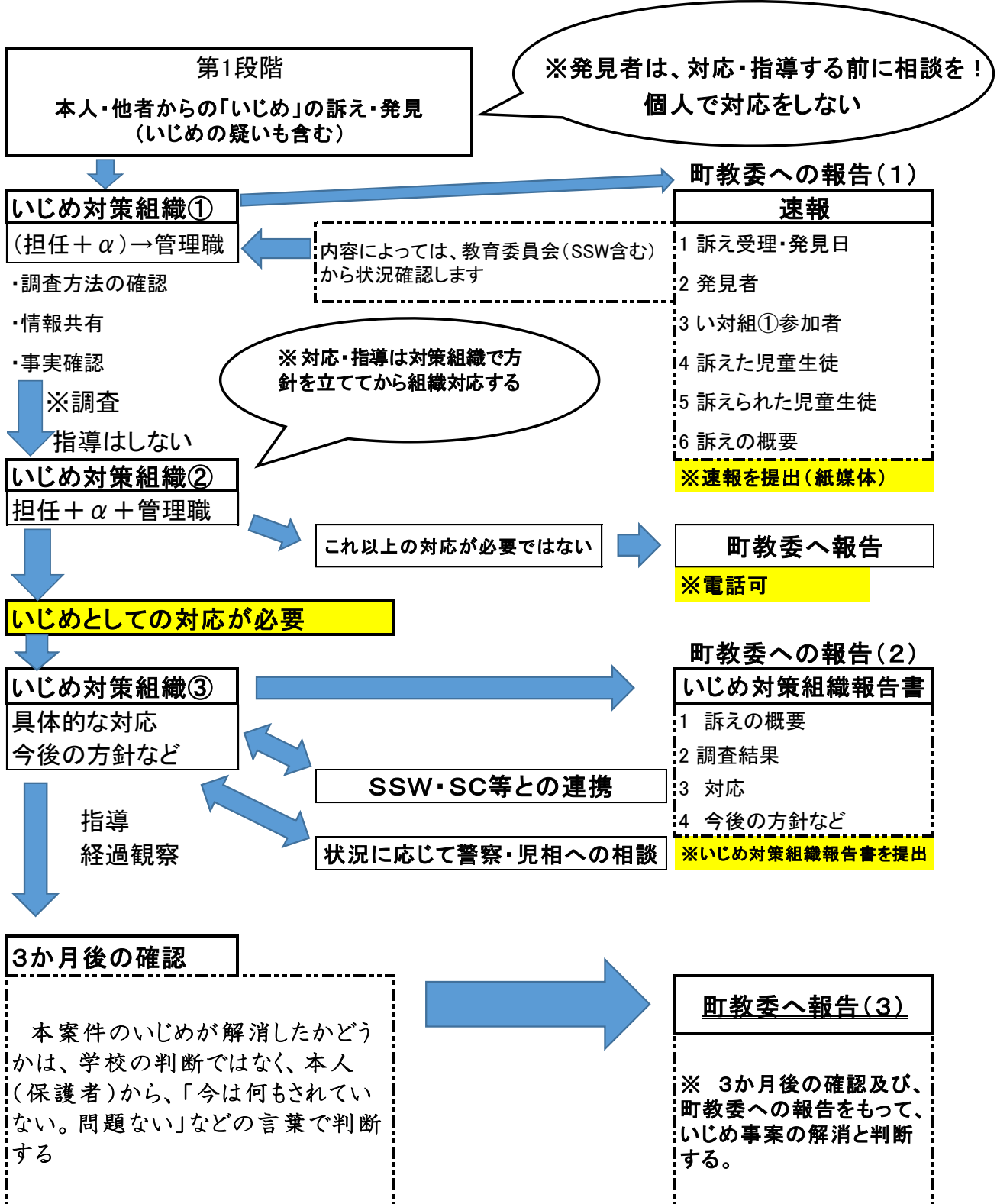
(2) いじめの早期発見

- ・ 集団から離れて一人である生徒への声かけ
- ・ 定期的な教育相談や個別面談・アンケート調査による情報収集
- ・ 文房具等の持ち物にいたずらや紛失があった場合の原因追究
- ・ 放課や給食時の生徒の観察

- ・ 日常的、積極的な子どもとの会話
- ・ 服装の汚れや乱れ、けがのチェック
- ・ 子どもを持ち物の紛失や増加に注意
- ・ 家庭内の金品の紛失に注意

(3) いじめへの早期対応

いじめ対応 チャート (R8版) ※「いじめ」という言葉がなくても報告する



#### 4 教育委員会や関係機関との連携

- (1) いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、その後の対応などを相談する。
- (2) いじめの内容が犯罪行為として扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処する。また、生徒の生命、身体または財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

#### 5 保護者への連絡と支援・援助

- (1) いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を明確に伝え、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援や、いじめを行った生徒への指導及びその保護者に対する助言を行う。
- (2) いじめを受けた生徒が通常の教室での登校が難しい状況にある場合には、校内の別室（ハートフル春中）での学習支援、ハートフル東郷での学習支援等、心身の安全と学習機会の保障を最優先に考え、保護者と協力・相談をして対応する。

#### 6 懲戒権の適切な行使

いじめを行っている場合であって教育上必要があると認められるときは、学校教育法第十一条及びいじめ防止対策推進法第二十五条に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒（謝罪文の記述、別室指導等）を加えることがある。

#### 7 いじめ対策組織基本メンバー

管理職、教務主任、校務主任、生徒指導主事、(学年主任、学年生徒指導、担任等)